

健康増進に向けた取組 (更年期障害、骨粗鬆症)



平成31年4月
厚生労働省
子ども家庭局母子保健課
健康局健康課女性の健康推進室

健康相談について（健康増進事業）

<健康事業>

- (1) **要 旨** : 平成20年度からの医療制度改革において、「老人保健法」の改正により、これまで市町村(特別区を含む。以下同じ)が担ってきた老人保健事業のうち、医療保険者等に義務づけられない事業については、市町村が健康増進法に基づき実施することとされたところである。
- (2) **内 容** : 市町村が行う、①健康教育、②**健康相談**、③健康診査、④訪問指導の事業に対して、都道府県が補助する事業及び指定都市が行う上記事業の国庫補助を行う。
- (3) **実施主体** : 市町村

(健康相談)

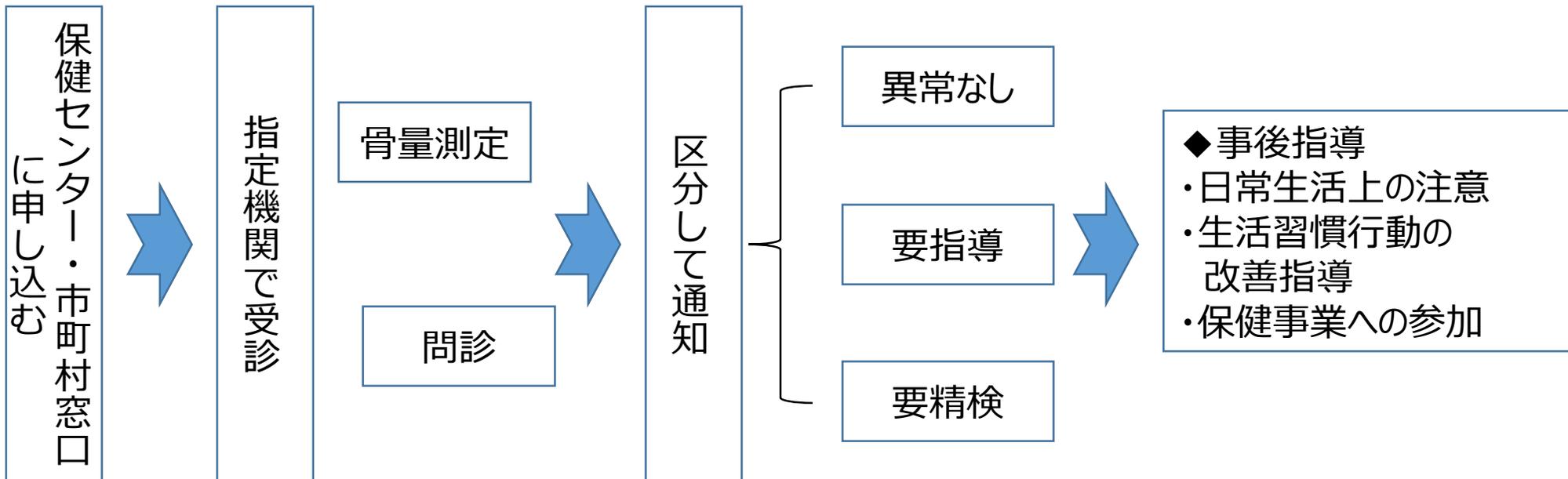
- (1) **目 的** : 健康相談は、心身の健康に関する個別の相談に応じ必要な指導及び助言を行い、家庭における健康管理に資することを目的とする。
- (2) **対象者** : 当該市町村の区域内に居住地を有する40歳から64歳までの者を対象とする。ただし、健康相談の内容や対象者の状況によっては、対象者に代わってその家族等を対象とすることができる。
- (3) **種 類** : ①**重点健康相談** : 高血圧、脂質異常症、糖尿病、歯周疾患、骨粗鬆症、**女性の健康**、病態別（肥満、心臓病等）の重点課題について。
 - ・**実施方法** : 市町村は、選定した重点課題に関し、知識経験を有する医師、歯科医師、保健師、管理栄養士、歯科衛生士等を担当者として、健康に関する指導及び助言を行う。
実施に当たっては、市町村保健センター、健康増進センター、老人福祉センター、公民館等に気軽にかつ幅広く相談できる健康相談室等の窓口を設置する。
 - ・**実施内容（女性の健康について）** : 女性専用外来や健診機関の案内、女性の健康づくりについて個人の食生活その他の生活習慣を勘案して行う相談指導。
 - ・**実施状況（女性の健康について）** : 平成26年度（18,394人）、平成27年度（19,728人）、平成28年度（19,859人）
- ②**総合健康相談** : 対象者の心身の健康に関する一般的事項について、総合的な指導・助言を行うことを主な内容とし、重点健康相談と同様の方法により実施する。

骨粗鬆症検診について（健康増進事業）

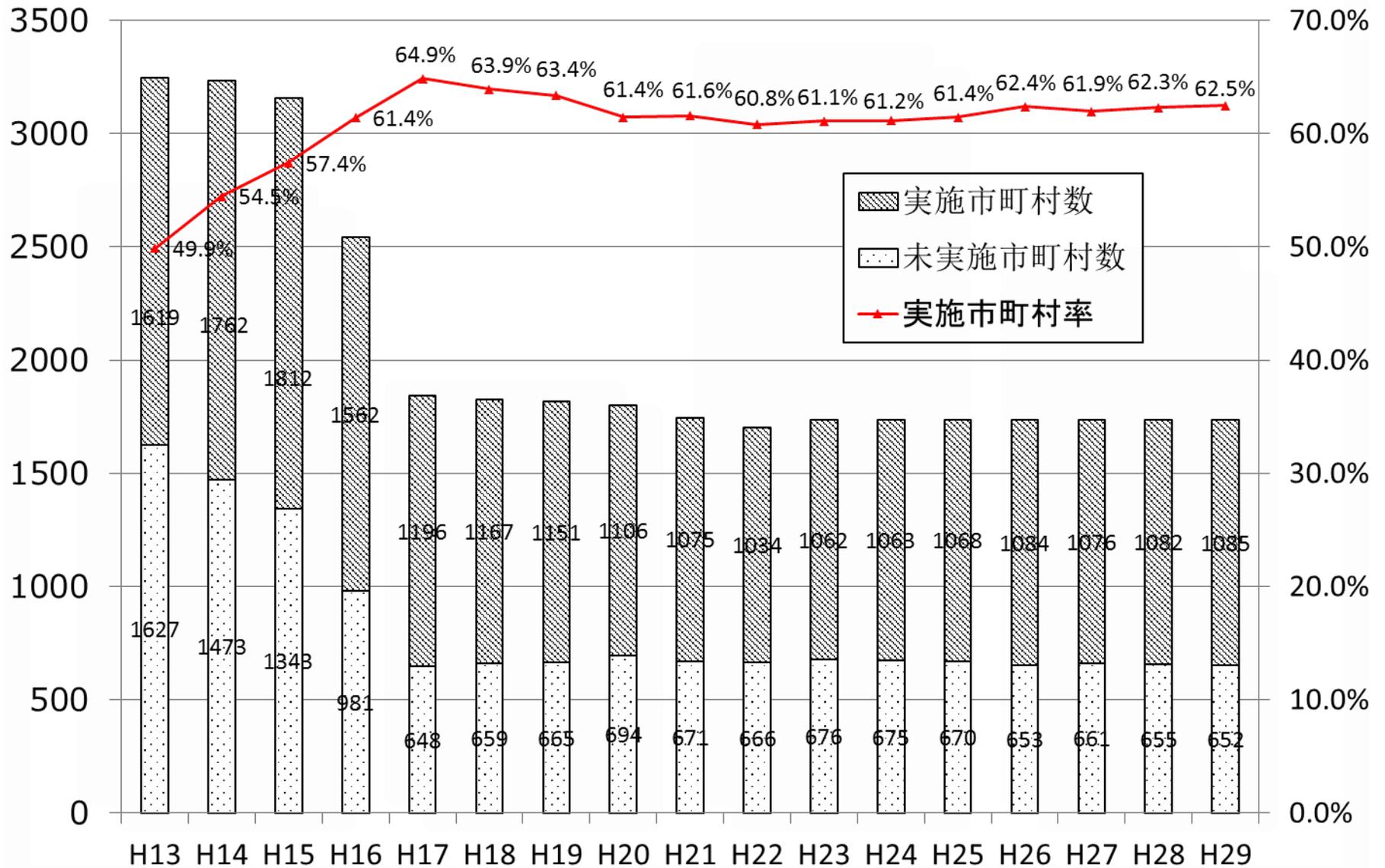
<健康増進法第19条の2に基づく骨粗鬆症検診>

- (1) **目的**：骨粗鬆症は骨折等の基礎疾患となるもので、高齢社会の進展によりその増加が予想されることから、早期に骨量減少者を発見することで、その予防を目的とする。
- (2) **対象者**：当該市町村の区域内に居住地を有する40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、65歳及び70歳の女性を対象とする。
- (3) 骨粗鬆症検診の実施
 - ① 検診項目
 - ・ 問診：運動習慣、食生活の内容等を聴取する。
 - ・ 骨量測定：C X D法、D I P法、S X A法、D X A法、p Q C T法又は超音波法等により実施する。
 - ② 実施回数：原則として同一人について年1回行う。

（骨粗鬆症検診の流れ）



骨粗鬆症検診の現状（実施市町村数）



H13～19：地域保健・老人保健事業報告、H20～29：地域保健・健康増進事業報告

事業概要

健康増進法第17条及び第19条の2に基づき市町村が行う、①健康教育②健康相談③健康診査④訪問指導の事業に対して、都道府県が補助する事業及び指定都市が行う上記事業の国庫補助を行う。
 （補助金：負担割合【国 1 / 3、都道府県 1 / 3、市町村 1 / 3】【国 1 / 3、政令指定都市 2 / 3】）

種 類 等		内 容	種 類 等		内 容
健康教育	個別健康教育	○疾病の特性や個人の生活習慣を具体的に把握しながら、継続的に個別に健康教育を行う。 （高血圧個別健康教育、脂質異常症個別健康教育、糖尿病個別健康教育、喫煙者個別健康教育）	健康診査等	保健指導	○動機付け支援 ○積極的支援
	集団健康教育	○健康教室、講演会等により、以下の健康教育を行う （一般健康教育、歯周疾患健康教育、葉健康教育、慢性閉塞性肺疾患（COPD）健康教育、病態別健康教育、ロコモティブシンドローム（運動器症候群）健康教育）		歯周疾患 検診	○検診項目 ・問診 ・歯周組織検査
健康相談	重点健康相談	○幅広く相談できる窓口を開設し、以下の健康相談を行う。 （高血圧・脂質異常症・糖尿病・歯周疾患・骨粗鬆症、女性の健康・病態別（肥満、心臓病等））		骨粗鬆症 検診	○検診項目 ・問診 ・骨量測定
	総合健康相談	○対象者の心身の健康に関する一般的事項に関する指導、助言を行う。		肝炎ウイルス 検診	○問診 ○C型肝炎ウイルス検査 （HCV抗体検査、HCV核酸増幅検査（必要な者のみ）） ○B型肝炎ウイルス検査 （HBs抗原検査）
健康診査等	・健康診査 ・訪問健康診査 ・介護家族訪問健康診査	○診査項目 ・身長、体重及び腹囲の検査等 ・既往歴の調査等（服薬歴・喫煙習慣の状況に係る調査含む） ・血糖検査 ・尿検査 ・肝機能検査 ・血圧測定 ・血中脂質検査 ・理学的検査（視診、打聴診、腹部触診等） 等	訪問指導	○生活習慣病の予防に関する指導 ○家庭における機能訓練方法、住宅改造、福祉用具の使用に関する指導 ○家庭における療養方法等に関する指導 等	
			総合的な 保健推進事業	○健康増進法第19条の2に基づき市町村が実施する各検診等の一体的実施及び追加の健診項目に係る企画・検討	

注 65歳以上の者については、介護予防の観点から別事業を実施している。

平成10年度より一般財源化されているがん検診についても、健康増進法に基づく健康増進事業として位置づけられている。

女性健康支援センター事業

○事業の目的

思春期から更年期に至る女性を対象とし、各ライフステージに応じた身体的・精神的な悩みに関する相談指導や、相談指導を行う相談員の研修を実施し、生涯を通じた女性の健康の保持増進を図ることを目的とする。

○対象者

思春期、妊娠、出産、更年期等の各ライフステージに応じた相談を希望する者
(不妊相談、望まない妊娠、メンタルヘルスケア、性感染症の対応を含む)



○事業内容

- (1) 身体的、精神的な悩みを有する女性に対する相談指導
- (2) 相談指導を行う相談員の研修養成
- (3) 相談体制の向上に関する検討会の設置
- (4) 妊娠に悩む者に対する専任相談員の配置
- (5) (特に妊娠に悩む者)が、女性健康支援センターの所在等を容易に把握することができるよう、その所在地及び連絡先を記載したリーフレット等を作成し、対象者が訪れやすい店舗等で配布する等広報活動を積極的に実施
- (6) 特定妊婦等に対する産科受診等支援(平成31年度予算から計上)

○実施担当者・・・医師、保健師又は助産師等

○実施場所(実施主体:都道府県・指定都市・中核市)

全国73カ所(平成30年7月1日時点) ※自治体単独13カ所

47都道府県、札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、広島市、北九州市、福岡市、八戸市、盛岡市、福島市、川越市、八王子市、鳥取市、呉市、久留米市、宮崎市

○予算額等 平成31年度予算 113百万円

(平成31年度基準額 149,300円×実施月数)(補助率 国1/2、都道府県・指定都市・中核市1/2)

○相談実績 平成29年度:67,101件(内訳:電話40,663件、面接21,587件、メール3,784件、その他1,067件)

○相談内容

・女性の心身に関する相談(25,480件) ・不妊に関する相談(12,138件) ・思春期の健康相談(6,283件)
・妊娠・避妊に関する相談(9,094件) ・メンタルケア(13,411件) ・婦人科疾患・更年期障害(750件) ・性感染症等(788件)